

○宇和島市短期移住体験住宅利用要綱

平成19年 8 月20日

要綱第58号

改正 平成29年 5 月 1 日要綱第46号
令和 3 年 1 月29日要綱第 3 号
令和 3 年 3 月23日要綱第99号
令和 3 年12月 1 日要綱第203号
令和 4 年 3 月 1 日要綱第75号
令和 4 年 9 月27日要綱第111号
令和 5 年 3 月31日要綱第37号
令和 6 年 3 月14日要綱第14号
令和 6 年12月 2 日要綱第124号
令和 7 年 4 月 1 日要綱第60号

（目的）

第 1 条 この要綱は、当市への移住定住推進事業の一環として、当市に移住、定住又はワーケーションを希望する者に当市での生活を体験できる機会を提供するため、「短期移住体験住宅」（以下「体験住宅」という。）を貸出し、移住施策を推進することにより、人口の流入を促し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（利用対象者）

第 2 条 体験住宅を利用できる者は、市外から当市に移住、定住又はワーケーションを希望する者（以下「定住希望者等」という。）とする。ただし、転勤及び進学による転入者は除く。

（体験住宅）

第 3 条 体験住宅として貸し出す物件は、別表第 1 のとおりとする。

（申請）

第 4 条 定住希望者等は、宇和島市短期移住体験住宅利用申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（許可）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、利用を許可する。

（契約）

第 6 条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長と「宇和島市短期移住体験住宅定期賃貸借契約書」（以下「契約書」という。）

を結び、その契約内容に基づき、体験住宅を利用する。

(利用期間)

第7条 体験住宅の利用期間は原則7日以上62日以内とし、前条に規定する契約書において定める。

2 利用期間は、前項において定めた期間の満了により終了し、更新は行わないものとする。

(利用目的)

第8条 利用者は、本市での生活体験又は生活準備を目的として体験住宅を利用しなければならない。

(賃料)

第9条 体験住宅の賃料は、別表第2のとおりとする。

2 利用者は、別表第2に掲げる賃料を市長に支払わなければならない。

(修繕)

第10条 市長は、利用者が体験住宅を利用するために必要な修繕を行うものとする。

2 市長は、体験住宅の維持管理上修繕が必要となった場合、その旨を利用者にあらかじめ通知し、修繕を行うことができるものとする。この場合において、利用者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 利用者は、市長の承諾を得ることなく、電球・蛍光灯等の消耗品の交換その他費用が軽微な修繕を自らの負担において行うことができるものとする。

(賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により体験住宅若しくは設備を破損、汚損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第12条 利用者は、体験住宅の全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

2 利用者は、体験住宅の利用に当たり、別表第3に掲げる行為を行ってはならない。

3 利用者は、体験住宅の利用に当たり、市長の書面による承諾を得ることなく、別表第4に掲げる行為を行ってはならない。

4 利用者は、体験住宅の利用に当たり、別表第5に掲げる行為を行う場合には、市長に通知しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、相当の期間を定

めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、体験住宅の利用許可を取り消すことができる。

(1) 第9条第2項に規定する賃料支払義務

(2) 第11条に規定する損害賠償義務

2 市長は、利用者が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により賃貸借契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、当該契約を解除することができる。

(1) 第8条に規定する体験住宅の利用目的遵守義務

(2) 第12条各項に規定する義務

(明渡し)

第14条 利用者は、利用期間が終了する日までに（前条の規定により利用許可が取り消された場合にあっては、直ちに）、体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、明渡しの日までに、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、体験住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段による明渡しを行う場合には、事前に明渡しの日を市長に通知しなければならない。

3 第1項後段の規定により利用者が行う原状回復の内容及び方法については、市長と利用者が協議の上、決定するものとする。

(賃料の返金)

第15条 市長は、利用者が期間満了日前に体験住宅を退去した場合において、第9条の規定により支払われた賃料についてはこれを還付しない。これは、第13条の規定により、利用の許可が取り消された場合においても同様とする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(事故免責)

第16条 市長は、体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び利用期間中に当該住宅外で発生した事故に対して、その責任を負わない。

(立入り)

第17条 市長は、体験住宅の防火、構造の安全確保その他の体験住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、体験住宅内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することとはできない。

3 利用期間満了後において体験住宅を利用しようとする者が下見をするときは、市長及び下見をする者は、あらかじめ利用者の承諾を得て、体験住宅内に立ち入ることができる。

4 市長は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ利用者の承諾を得ることなく、体験住宅内に立ち入ることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月1日要綱第46号）

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日要綱第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月23日要綱第99号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日要綱第203号）

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日要綱第75号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整

をして使用することができる。

附 則（令和４年９月27日要綱第111号）

この要綱は、令和４年10月１日から施行する。

附 則（令和５年３月31日要綱第37号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月14日要綱第14号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に申請された体験住宅の利用について適用し、同日前に申請された体験住宅の利用については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和６年12月２日要綱第124号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和６年12月２日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和７年４月１日要綱第60号）

（施行期日）

1 この要綱は令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1（第 3 条関係）

番号	名称	所在地	建築年	間取り
1	温州58号（右棟）	吉田町法花津 7 番耕地319番地	昭和63年	3 DK
2	温州59号（左棟）	吉田町法花津 7 番耕地319番地	昭和63年	3 DK
3	白鷺	津島町岩渕甲950番地	昭和62年	3 DK
4	川獺	百之浦1362番地 1	昭和63年	4 DK
5	秋桜	三間町是能869	昭和55年	2 K

別表第 2（第 9 条関係）

番号	名称	月額	対象月内の利用日数に応じた賃料
1	温州58号（右棟）	15,000円	・ 1 日以上10日以内 5,000円
2	温州59号（左棟）		・ 11日以上20日以内 10,000円
3	白鷺		・ 21日以上 15,000円
4	川獺		
5	秋桜	18,000円	・ 1 日以上10日以内 6,000円 ・ 11日以上20日以内 12,000円 ・ 21日以上 18,000円

備考

- 1 利用期間が 1 か月未満である場合における賃料の額は、この表の規定により算出した賃料の額に、100分の110を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。
- 2 賃料には水道光熱費、その他諸経費は含まない。ただし、秋桜の賃料には水道料及び電気料を含み、ガス代等その他経費は含まないものとする。

別表第 3（第12条関係）

1	銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
2	大音量でのテレビ、ステレオ等の使用、ピアノ等の楽器の演奏を行うこと。
3	動物を飼育すること。
4	物品の製造、販売その他これに類する行為を行うこと。
5	興行、展示会その他これに類する催しを行うこと。

6	周辺、近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
7	宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為を行うこと。
8	その他体験住宅の目的に反する行為を行うこと。

別表第 4（第12条関係）

1	体験住宅の増築、改築、移転、改造、模様替え及び当該敷地内における工作物の設置を行うこと。
2	新たな利用者（出生を除く。）を追加すること。

別表第 5（第12条関係）

1	2週間以上継続して体験住宅を留守にすること。
---	------------------------

別記様式（第 4 条関係）

宇和島市短期移住体験住宅利用申請書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ ※
電話番号 (自 宅) _____
(携帯電話) _____

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

体験住宅の貸し付けについて、次のとおり申請します。

利 用 物 件	1. 温州 58 号 2. 温州 59 号 3. 白鷺 4. 川獺 5. 秋桜			
利用期間	年 月 日から			日間
	年 月 日まで			
利用者氏名	生年月日		年齢	続柄
申 請 者	年 月 日			本人
同居者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
添付書類	同居者全員の本人確認書類の写し			
次の事項は、申請者及び同居者について、間違いありません。 1. 転勤及び進学による転入では、ありません。 2. 反社会的勢力との関係は、ありません。				
注 以下確認のため、ご記入ください。				
使用の目的		使用後の予定		

「宇和島市短期移住体験住宅利用要綱(平成 19 年要綱第 58 号)」を読み、内容を同意の上、利用を申請いたします。